

第 8 章 介護保険

1. 介護保険制度

介護保険制度は、加齢による病気等で介護を要する状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理が必要な方に対して、要介護状態または要支援状態の軽減又は悪化の防止に役立つとともに、可能な限り、自分の住まいで、自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の心身の状況や環境等に応じて、利用者の選択に基づいた適切な保健医療サービスを総合的かつ効率的に提供する制度として、国民の共同連帯の理念に基づき、平成12年4月に創設されました。

2. 第1号被保険者の現状

介護保険制度における被保険者は、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳以上～65歳未満）に区分けされ、第1号被保険者で要介護認定を受けた方や、特定疾病が原因で介護が必要であると認定された第2号被保険者が、介護サービスを利用できます。

本市の第1号被保険者は、対前年比で約1.5%の伸び率を示し高齢化が進行しています。

第1号被保険者数等

各年度3月末日現在（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1号被保険者数	19,837	20,270	20,585	21,029	21,352
65歳～74歳	10,585	10,930	10,822	10,861	10,742
75歳～	9,252	9,340	9,763	10,168	10,610
(再掲) 外国人被保険者	135	140	143	145	158
(再掲) 住所地特例者	147	165	169	170	193

所得段階別第1号被保険者数（各年度3月末日現在）（単位：人）

所得段階	令和2年度 被保険者数	令和3年度 被保険者数	令和4年度 被保険者数	令和5年度 被保険者数	令和6年度 被保険者数
第1段階	4,781	4,852	4,993	5,181	5,129
第2段階	1,267	1,358	1,392	1,433	1,477
第3段階	1,058	1,187	1,189	1,211	1,209
第4段階	2,580	2,590	2,513	2,512	2,464
第5段階 (基準額)	1,690	1,676	1,663	1,679	1,659
第6段階	3,008	2,987	3,054	3,147	2,835
第7段階	2,361	2,614	2,634	2,659	3,060
第8段階	1,205	1,180	1,173	1,274	1,447
第9段階	568	496	488	510	684
第10段階	330	347	385	390	374
第11段階	207	212	243	265	229
第12段階	259	262	295	254	155
第13段階	129	151	180	135	102
第14段階	394	358	383	379	137
第15段階	—	—	—	—	391
合 計	19,837	20,270	20,585	21,029	21,352

※令和6年度以降、国が定める保険料の所得段階は13段階ですが、本市では市町村民税が課税されている方（第6段階以降）について、さらに細かく区分を分けることで、より実態に即した保険料を設定しています。

3. 要介護認定者の現状

(1) 要介護・要支援認定 --- 1款3項1目・2目

介護サービスの要介護・要支援認定は、一次判定（認定調査、主治医意見書）の結果と特記事項、主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が「介護認定審査会」で審査を行い介護度が認定されます。

①認定者数(3月末)

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要支援1	総数	187	209	215	243	204
	1号被保険者	184	204	212	236	196
	2号被保険者	3	5	3	7	8
要支援2	総数	435	52	443	472	471
	1号被保険者	411	26	418	440	441
	2号被保険者	24	26	25	32	30
要介護1	総数	622	606	600	637	654
	1号被保険者	610	596	594	624	644
	2号被保険者	12	10	6	13	10
要介護2	総数	564	564	618	635	668
	1号被保険者	547	551	599	622	648
	2号被保険者	17	13	19	13	20
要介護3	総数	508	515	500	518	571
	1号被保険者	487	492	478	503	557
	2号被保険者	21	23	22	15	14
要介護4	総数	579	620	596	555	638
	1号被保険者	568	611	587	541	623
	2号被保険者	11	9	9	14	15
要介護5	総数	366	367	354	355	381
	1号被保険者	354	351	338	341	366
	2号被保険者	12	16	16	14	15
合 計	総数	3,261	3,333	3,326	3,415	3,587
	1号被保険者	3,161	3,231	3,226	3,307	3,475
	2号被保険者	100	102	100	108	112
認定率	1号被保険者	15.9%	15.9%	15.7%	15.7%	16.3%

※平成28年3月より介護予防・日常生活支援総合事業を実施。詳細は、6. 地域支援事業のページを参照下さい。

②訪問調査状況

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
委託	3	3	6	12	4
市	1,824	1,903	2,027	3,158	2,743
合計	1,827	1,906	2,033	3,170	2,747

③認定審査会開催状況

(単位：回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	57	61	65	90	81
件数	1,854	1,939	1,892	3,210	2,637

※令和2年度及び令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護認定調査が困難な場合において、認定有効期間を従来の期間に12ヶ月延長の臨時的な取扱いが適用されたことで、訪問調査及び認定審査会の開催が減になっています。

(2) 在宅サービス

要支援・要介護に認定されると、介護サービスを利用することができますが、利用する前に介護支援専門員による介護（介護予防）サービスケアプランを作成する必要があります。

居宅サービス利用者数は、次のとおりです。

①居宅介護（介護予防） サービス延べ受給者数					(単位：人)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要支援1	1,024	980	955	1,272	1,315
要支援2	3,036	3,200	3,363	3,499	3,632
要介護1	5,652	5,674	5,647	5,945	6,128
要介護2	5,690	5,611	5,865	6,272	6,442
要介護3	4,307	4,494	4,441	4,319	4,673
要介護4	3,528	4,140	4,341	4,341	4,601
要介護5	2,341	2,670	2,567	2,580	2,688
合 計	25,578	26,769	27,179	28,228	29,479

在宅の生活をしながら受けられるサービスには下記のサービスがあり、利用件数は次のとおりです。

②居宅介護（介護予防） サービス利用延べ件数---2款1項1目・2款2項1目(単位：件)

サービス名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問介護	3,728	4,040	4,635	4,706	4,859
訪問入浴介護	137	175	221	244	223
訪問看護	1,980	2,262	2,369	3,049	3,744
訪問リハビリテーション	1,057	1,125	1,121	1,115	1,203
通所介護	13,814	14,193	14,196	14,457	14,356
通所リハビリテーション	3,943	3,860	4,033	4,464	4,725
福祉用具貸与	17,787	18,917	19,408	19,950	20,500
居宅療養管理指導	3,125	3,808	4,632	5,511	6,464
短期入所	704	753	673	845	823
特定施設入居者生活介護	608	667	679	634	638
合 計	46,883	49,800	51,967	54,975	57,535

③福祉用具購入（介護保険法第44条及び第56条） --- 2款1項3目・2款2項2目

排泄や入浴に使われる用具の購入費を支給します。要介護度にかかわらず、利用できる上限額は年間10万円です。

(単位：件・円)					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
支給件数	239	235	200	212	207
支給額	5, 544, 799	5, 312, 991	4, 950, 638	5, 773, 879	6, 172, 835
1人当り支給額	23, 200	22, 608	24, 753	27, 235	29, 820

④住宅改修（介護保険法第45条及び第57条） --- 2款1項4目・2款2項3目

家庭で手すりの取り付けや段差解消などの小規模な改修を行なった場合、その改修費用が支給されます。要介護度にかかわらず、利用できる上限額は20万円です。

(単位：件・円)					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
支給件数	152	117	131	140	183
支給額	15, 576, 146	13, 312, 554	13, 942, 789	15, 999, 870	20, 369, 432
1人当り支給額	102, 475	113, 783	106, 434	114, 285	111, 308

⑤高額介護サービス費 （介護保険法第51条及び第61条） --- 2款4項1目・2款4項3目

利用者が同月内に受けたサービスの利用者負担の合計（同世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が利用者負担の上限額を超えた分につき、申請をして払い戻しを受けることができます。

（単位：件・円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給件数	13,140	13,400	12,855	12,829	13,200
支給額	171,540,711	170,552,483	158,856,390	165,045,326	172,299,058
1人当り支給額	13,055	12,728	12,358	12,865	13,053

⑥高額医療合算介護サービス費 （介護保険法第51条の2及び第61条の2） --- 2款5項1目・2目

世帯内の同一の医療保険の加入者について、毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担（入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。）を合計し、基準額を超えた分につき、申請により支給します。（平成20年4月1日開始、平成21年8月支給申請開始）

（単位：件・円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給件数	454	506	506	440	546
支給額	13,908,543	17,680,141	15,955,262	14,435,662	18,015,583
1人当り支給額	30,636	34,941	31,532	32,808	32,996

（3）施設サービス （介護保険法第48条） --- 2款1項2目

要介護と認定された者のみが施設サービスを利用できます。リハビリテーション中心か、介護が中心か、または医療上のケアがどの程度必要かによって入所する施設を選択します。

平成30年4月より創設されることとなった「介護医療院」は、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。

施設介護サービス延べ受給者数

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
福祉施設	2,929	2,791	2,787	2,907	2,890
老健施設	2,492	2,628	2,568	2,498	2,395
療養型施設	17	3	0	0	0
介護医療院	365	340	298	255	342
合 計	5,803	5,762	5,653	5,660	5,627
月平均	484	480	471	472	469

(4) 地域密着型サービス --- 2款1項6目・2款2項5目

(介護保険法第42条の2及び54条の2)

平成18年4月、介護保険制度の改正により、高齢者が要介護（支援）状態となっても、住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から地域密着型サービスが創設されました。この制度は、原則として本市の被保険者のみが宜野湾市在事業所のサービスを受けられることや、市が事業所の指定及び指導監督権限を有し、主体となってサービスの適切な運営を確保できることが挙げられます。

本市においては、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」、「認知症対応型通所介護（デイサービス）」、「小規模多機能型居宅介護（通い・訪問介護・泊まる）」、「地域密着型通所介護（デイサービス）」、「地域密着型特定施設入居者生活介護（老人ホーム）」の5つのサービスを提供しています。

※事業所一覧は巻末、資料「宜野湾市内社会福祉施設等一覧表」を参照。

①地域密着型（介護予防）サービス延べ受給者数

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要支援1	8	19	7	11	26
要支援2	35	35	50	36	32
要介護1	1,058	994	872	921	1,057
要介護2	863	818	850	1,100	1,289
要介護3	877	971	843	746	842
要介護4	424	558	542	553	615
要介護5	342	339	305	214	378
合 計	3,607	3,734	3,469	3,581	4,239

②地域密着型サービス利用延べ件数

(単位：件)

サービス名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認知症対応型共同生活介護	787	849	831	861	949
認知症対応型通所介護	467	545	592	517	616
小規模多機能型居宅介護	803	835	752	724	729
地域密着型通所介護	1,582	1,539	1,380	1,583	1,907
地域密着型特定施設入居者生活介護				25	173
合 計	3,639	3,768	3,555	3,710	4,374

※地域密着型通所介護は、県からの権限移譲により、平成28年4月から定員18名以下の通所介護事業として新たに指定され、サービスを提供しています。

(5) 保険給付の状況

サービス名（款項目）		令和２年度	
		件数	支給額
①介護サービス等諸費（２－１）（要介護１～５）		71,983	5,217,524,442
居宅介護サービス給付費（２－１－１）	訪問サービス	9,425	331,108,963
	訪問介護	3,728	212,172,642
	訪問入浴介護	137	11,873,791
	訪問看護	1,776	62,328,076
	訪問リハビリテーション	784	28,907,407
	居宅療養管理指導	3,000	15,827,047
	通所サービス	16,779	2,116,767,200
	通所介護	13,814	1,864,105,978
	通所リハビリテーション	2,965	252,661,222
	短期入所サービス	703	55,762,453
	短期入所生活介護	457	35,477,128
	短期入所療養介護（療養型）	0	0
	短期入所療養介護（老健）	246	20,285,325
	短期入所療養介護（介護医療院）	0	0
	特別診療費・特別療養費・特定診療	0	0
	福祉用具貸与	14,628	159,630,584
	特定施設入居者生活介護	544	104,885,741
	施設介護サービス給付費（２－１－２）	6,204	1,593,237,427
	介護老人福祉施設サービス	2,929	767,868,634
	介護老人保健施設サービス	2,493	696,436,801
	介護療養型医療施設	17	6,325,173
	介護医療院	365	115,913,627
	特定診療費	17	55,512
	特別療養費	0	0
	特別診療費	365	6,407,100
	緊急時施設診療費	18	230,580
	居宅介護福祉用具購入費（２－１－３）	169	4,119,696
	居宅介護住宅改修費（２－１－４）	103	10,571,046
	居宅介護サービス計画給付費（２－１－５）	19,827	303,229,120
	地域密着型介護サービス給付費（２－１－６）	3,601	538,212,212
	認知症対応型通所介護	464	54,240,999
	小規模多機能型居宅介護	768	146,809,289
	認知症対応型共同生活介護	787	199,091,549
	地域密着型通所介護	1,582	138,070,375
	地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-
	地域密着型特定施設入所者生活介護（短期利用型）	-	-

(単位：円・件)

令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
75,336	5,381,639,107	77,189	5,346,326,545	80,358	5,475,678,457	83,949	5,739,134,227
44,818	2,862,269,270	46,698	2,874,540,201	49,233	2,990,550,637	51,492	3,077,472,099
10,819	381,925,154	12,365	439,010,578	13,895	484,410,425	15,546	525,642,336
4,040	244,507,968	4,635	288,734,235	4,706	305,921,540	4,859	313,625,329
175	11,178,316	221	12,883,718	242	15,383,408	213	12,080,344
2,029	73,798,019	2,119	79,246,888	2,683	98,471,961	3,258	129,069,099
868	33,567,438	885	35,452,813	856	36,286,137	923	36,897,146
3,707	18,873,413	4,505	22,692,924	5,408	28,347,379	6,293	33,970,418
17,028	2,134,206,857	16,997	2,092,484,180	17,492	2,162,679,483	17,796	2,202,602,536
14,193	1,893,624,713	14,196	1,860,623,292	14,458	1,921,530,536	14,366	1,918,645,132
2,835	240,582,144	2,801	231,860,888	3,034	241,148,947	3,430	283,957,404
752	53,702,008	671	45,856,810	821	52,112,977	810	51,923,971
576	39,660,315	516	32,884,412	657	40,374,529	630	41,410,899
0	0	0	0	0	0	0	0
176	14,041,693	148	12,615,584	164	11,738,448	180	10,513,072
0	0	4	354,330	0	0	0	0
0	0	3	2,484	0	0	0	0
15,596	171,242,891	16,039	175,746,988	16,449	178,469,964	16,754	184,220,059
623	121,192,360	626	121,441,645	576	112,877,788	586	113,083,197
6,114	1,596,870,172	5,951	1,572,486,454	5,915	1,572,295,661	5,972	1,643,233,448
2,791	732,618,306	2,787	732,766,924	2,907	762,653,611	2,890	787,133,319
2,628	744,042,540	2,568	733,481,923	2,498	717,344,044	2,396	730,097,690
3	707,616	0	0	0	0	0	0
340	111,677,630	298	99,260,907	255	86,185,108	343	118,828,924
3	6,156	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
340	7,644,674	298	6,976,700	255	6,112,898	343	7,173,515
9	173,250	0	0	0	0	0	0
180	4,161,622	148	3,915,484	152	4,191,875	146	4,435,891
81	8,975,234	69	7,293,550	85	9,217,790	115	12,575,852
20,428	320,166,460	20,825	326,871,872	21,310	335,630,500	21,908	352,528,835
3,715	589,196,349	3,498	561,218,984	3,663	563,791,994	4,316	648,888,102
543	75,808,834	592	75,559,439	511	63,669,837	607	74,572,485
784	162,627,255	695	143,053,317	683	140,380,787	686	141,467,664
849	215,819,861	831	213,827,819	861	222,712,019	943	249,114,071
1,539	134,940,399	1,380	128,778,409	1,583	133,601,914	1,907	156,058,969
-	-	-	-	25	3,427,437	143	26,554,983
-	-	-	-	-	-	30	1,119,930

(5) 保険給付の状況

サービス名（款項目）	令和２年度	
	件数	支給額
②介護予防サービス等諸費（２－２）（要支援１・２）	8,789	102,548,312
介護予防サービス給付費（２－２－１）	4,804	76,226,589
訪問サービス	602	15,793,705
訪問介護	0	0
訪問入浴介護	0	0
訪問看護	204	5,675,640
訪問リハビリテーション	273	9,336,016
居宅療養管理指導	125	782,049
通所サービス	978	35,986,875
通所介護	0	0
通所リハビリテーション	978	35,986,875
短期入所サービス	1	20,655
短期入所生活介護	1	20,655
短期入所療養介護（療養型）	0	0
短期入所療養介護（老健）	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0
福祉用具貸与	3,159	19,287,922
特定施設入居者生活介護	64	5,137,432
介護予防福祉用具購入費（２－２－２）	70	1,425,103
介護予防住宅改修費（２－２－３）	49	5,005,100
介護予防サービス計画給付費（２－２－４）	3,825	16,779,770
地域密着型介護予防サービス給付費（２－２－５）	41	3,111,750
認知症対応型通所介護	3	158,058
小規模多機能型居宅介護	38	2,953,692
小規模多機能型居宅介護（短期利用）	0	0
認知症対応型共同生活介護	0	0
③その他諸費（２－３）	79,121	6,567,043
審査支払手数料（２－３－１）	79,121	6,567,043
④高額介護サービス等費（２－４）	13,140	171,540,711
高額介護サービス費（２－４－１）（要介護１～５）	13,113	171,523,245
高額介護予防サービス費（２－４－３）（要支援１・２）	27	17,466
⑤高額医療合算介護サービス等費（２－５）	454	13,908,543
高額医療合算介護サービス費（２－５－１）（要介護１～５）	451	13,906,125
高額医療合算介護予防サービス費（２－５－２）（要支援１・２）	3	2,418
⑥特定入所者介護サービス等費（２－６）	4,382	162,923,474
特定入所者介護サービス費（２－６－１）（要介護１～５）	4,382	162,923,474
特定入所者介護予防サービス費（２－６－２）（要支援１・２）	0	0
合 計 ①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥（件数は③を除く）	98,748	5,675,012,525

(単位：円・件)

令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
9,117	104,881,603	9,590	118,617,846	10,417	130,895,951	10,958	135,403,337
4,982	77,370,901	5,272	87,192,311	5,742	98,696,822	6,043	99,257,762
591	16,181,929	613	15,825,323	730	19,318,534	947	23,557,009
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	2	14,245	10	283,770
233	7,471,020	250	8,057,348	366	10,879,564	486	14,361,138
257	8,123,666	236	7,123,376	259	7,805,522	280	7,922,607
101	587,243	127	644,599	103	619,203	171	989,494
1,025	37,325,907	1,232	44,745,836	1,429	51,118,481	1,285	45,756,667
0	0	0	0	-1	-38,565	-10	-388,161
1,025	37,325,907	1,232	44,745,836	1,430	51,157,046	1,295	46,144,828
1	54,405	5	206,334	24	536,245	13	486,675
0	0	3	161,316	12	474,561	12	457,920
0	0	0	0	0	0	0	0
1	54,405	2	45,018	12	61,684	1	28,755
0	0	0	0	0	0	0	0
3,321	20,174,976	3,369	21,362,311	3,501	22,939,756	3,746	25,279,764
44	3,633,684	53	5,052,507	58	4,783,806	52	4,177,647
55	1,151,369	52	1,035,154	60	1,582,004	61	1,736,944
36	4,337,320	62	6,649,239	55	6,782,080	68	7,793,580
3,990	17,956,110	4,146	18,864,654	4,513	20,524,998	4,728	21,627,422
54	4,065,903	58	4,876,488	47	3,310,047	58	4,987,629
2	34,407	0	0	6	139,734	9	364,482
52	4,031,496	58	4,876,488	41	3,170,313	42	3,162,609
0	0	0	0	0	0	1	5,751
0	0	0	0	0	0	6	1,454,787
82,858	6,726,586	85,415	6,787,125	89,692	7,444,436	93,858	7,790,214
82,858	6,726,586	85,415	6,787,125	89,692	7,444,436	93,858	7,790,214
13,400	170,552,483	12,855	158,856,390	12,829	165,045,326	13,200	172,299,058
13,362	170,539,586	12,835	158,851,590	12,812	165,039,010	13,150	172,204,217
38	12,897	20	4,800	17	6,316	50	94,841
506	17,680,141	506	15,955,262	440	14,435,662	546	18,015,583
501	17,588,669	496	15,923,197	435	14,419,360	539	17,972,349
5	91,472	10	32,065	5	16,302	7	43,234
4,249	144,426,920	4,036	131,239,994	4,072	130,801,454	4,050	131,462,785
4,248	144,425,140	4,034	131,235,455	4,070	130,790,904	4,049	131,460,018
1	1,780	2	4,539	2	10,550	1	2,767
102,608	5,825,906,840	104,176	5,777,783,162	108,116	5,924,301,286	112,703	6,204,105,204

4. 介護保険料

介護保険制度では、3年間の介護給付費の見込量等を基に介護保険料を見直しすることになっております。

本市では、第9期の介護保険事業計画の策定に当たり、第8期の介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)中に積み立てをしていた介護給付費準備基金を取崩すことにより、保険料基準額を第8期の据え置きとなる月額6,500円と設定しました。

○保険料は、今後3年間(令和6～令和8年度)の介護給付費の見込量等によって基準額が決まります。その上で、負担が重くなりすぎないように所得段階に応じて調整されます。

〈第9期所得段階別保険料〉 宜野湾市の保険料基準額(月額)6,500円(年額)78,000円

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	●生活保護の受給者 ●老齢福祉年金の受給者で、 本人及び世帯全員が市民税非課税の方 ●本人及び世帯全員が市民税非課税で、 本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80.9万円以下の方	$\text{基準額} \times 0.455$ ※(0.285)	35,490円 (22,230円)
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、 本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80.9万円を超え、 かつ120万円以下の方	$\text{基準額} \times 0.6$ ※(0.4)	46,800円 (31,200円)
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、 本人の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	$\text{基準額} \times 0.69$ ※(0.685)	53,820円 (53,430円)
第4段階	本人は市民税非課税だが世帯内に課税者がいる場合で、 本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80.9万円以下の方	$\text{基準額} \times 0.9$	70,200円
第5段階	本人は市民税非課税だが世帯内に課税者がいる場合で、 本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80.9万円を超える方	基準額	78,000円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	$\text{基準額} \times 1.2$	93,600円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上かつ210万円未満の方	$\text{基準額} \times 1.3$	101,400円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上かつ320万円未満の方	$\text{基準額} \times 1.5$	117,000円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上かつ420万円未満の方	$\text{基準額} \times 1.65$	128,700円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が420万円以上かつ520万円未満の方	$\text{基準額} \times 1.9$	148,200円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が520万円以上かつ620万円未満の方	$\text{基準額} \times 2.1$	163,800円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が620万円以上かつ720万円未満の方	$\text{基準額} \times 2.3$	179,400円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が720万円以上かつ820万円未満の方	$\text{基準額} \times 2.4$	187,200円
第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が820万円以上かつ1,000万円未満の方	$\text{基準額} \times 2.45$	191,100円
第15段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の方	$\text{基準額} \times 2.75$	214,500円

※第1～第3段階の()内の乗率は国・県・市からの公費投入による保険料軽減分を加味した割合です。

・保険料算出例 第4段階： $6,500\text{円(月額基準額)} \times 0.9 \times 12\text{か月} = 70,200\text{円}$

〈所得段階別保険料の推移〉

	第4期保険料	第5期保険料	第6期保険料	第7・8期保険料	第9期保険料
所得段階	平成21～23年度	平成24～26年度	平成27～29年度	平成30～令和2年度 令和3～令和5年度	令和6～令和8年度
第1段階	29,700円	34,500円	36,300円	39,000円	35,490円
第2段階	29,700円	34,500円	47,190円	50,700円	46,800円
第3段階	44,600円	44,900円	54,450円	58,500円	53,820円
第4段階	53,500円	51,800円	65,340円	70,200円	70,200円
第5段階	59,400円	62,100円	72,600円	78,000円	78,000円
第6段階	74,300円	69,000円	90,750円	97,500円	93,600円
第7段階	89,100円	86,300円	94,380円	101,400円	101,400円
第8段階	98,100円	103,500円	112,530円	120,900円	117,000円
第9段階	107,000円	113,900円	116,160円	124,800円	128,700円
第10段階	—	124,200円	130,680円	140,400円	148,200円
第11段階	—	138,000円	134,310円	144,300円	163,800円
第12段階	—	—	145,200円	156,000円	179,400円
第13段階	—	—	148,830円	159,900円	187,200円
第14段階	—	—	166,980円	179,400円	191,100円
第15段階	—	—	—	—	214,500円

※第7期～第9期保険料においては、第1段階～第3段階について、国・県・市からの公費投入による保険料軽減があります。

(1) 宜野湾市（単独）の保険料減額

第2、3段階介護保険料は、次のいずれにも該当する場合は減額することができます。

- ①非課税世帯で、前年中の世帯収入金額（預貯金を含む）が120万円以下（本人を除く世帯員がいる場合は1人につき35万円を加える）である者。
- ②資産を活用しても、なお生活が困窮していると認められる世帯に属する者。
- ③市町村民税課税者と生計を共にしていない者。
- ④市町村民税課税者に扶養されていない者。

介護保険料減額実績 （宜野湾市介護保険条例第13条及び規則第19条の2）

減免区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 災害等による収入減等	件数	12件	8件	3件	2件	6件
	金額	351,200円	269,700円	95,500円	75,900円	151,200円
B. 宜野湾市の独自減免等	件数	1件	2件	2件	2件	2件
	金額	7,800円	31,200円	31,200円	31,200円	18,000円
合計	件数	13件	10件	5件	4件	8件
	金額	359,000円	300,900円	126,700円	107,100円	169,200円

※令和2年度の新型コロナウイルス感染症に関わる減免を除く。

障害者控除対象者認定申請及び認定件数 （宜野湾市障害者控除対象者認定実施要綱）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請件数	100	94	113	81	95
認定件数	100	94	113	81	95

身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない方でも、65歳以上の方で障害者に準ずるものとして市長の認定を受けている場合は、障害者控除の対象となり、市県民税や所得税の控除が受けられます。

要支援・要介護の認定を受けている被保険者が申請対象となります。

(2) 介護保険料の調定・収納状況

現年分の調定・収納状況について

介護保険財政は、介護保険財源の50%を保険料とし、その内の23%を65歳以上（第1号被保険者）の方が納める保険料でまかないます。介護保険制度における第1号被保険者の保険料は、基本的には負担能力に応じた13段階の所得段階別の保険料設定ですが、宜野湾市は令和6年度より15段階にし、より個々の所得に応じた保険料設定としております。年金収入が年額18万円以上であれば特別徴収（年金天引）、18万円未満であれば普通徴収（納付書払い）となります。

① 現年度分の調定・収納状況（各年度5月31日現在）

（単位：円）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調定	特別徴収	1,247,362,500	1,255,370,000	1,287,780,600	1,313,195,000	1,358,738,870
	普通徴収	202,120,380	217,528,250	227,695,100	219,492,000	230,724,200
	合 計	1,449,482,880	1,472,898,250	1,515,475,700	1,532,687,000	1,589,463,070
収納済	特別徴収	1,249,899,600	1,257,273,900	1,290,262,600	1,315,761,100	1,361,097,680
	普通徴収	173,167,950	193,926,625	202,128,140	200,346,387	212,981,560
	合 計	1,423,067,550	1,451,200,525	1,492,390,740	1,516,107,487	1,574,079,240
還付未済額	特別徴収	2,537,100	1,903,900	2,482,000	2,566,100	2,358,810
	普通徴収	73,100	344,500	190,300	261,000	245,770
	合 計	2,610,200	2,248,400	2,672,300	2,827,100	2,604,580
収入未済額	特別徴収	0	0	0	0	0
	普通徴収	29,025,530	23,946,125	25,757,260	19,406,613	17,988,410
	合 計	29,025,530	23,946,125	25,757,260	19,406,613	17,988,410

※収納済額には還付未済額を含む

② 滞納分の調定・収納状況について（各年度3月31日現在）

（単位：円）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調定		79,320,330	69,738,720	60,855,875	57,516,760	48,714,403
収納済		14,402,190	13,156,030	10,319,445	11,104,070	8,880,800
還付未済額		0	49,700	0	23,400	17,400
収入未済額		64,918,140	56,632,390	50,536,430	46,436,090	39,851,003

※収入未済額は不納欠損額を含む

③ 年度別収納率の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現年度分	特別徴収	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	普通徴収	85.64%	88.99%	88.69%	91.16%	92.20%
	合 計	98.00%	98.37%	98.30%	98.73%	98.87%
滞納分		18.15%	18.79%	16.96%	19.27%	18.19%

※（「収納済額」－「還付未済額」）÷「調定額」

5. 介護保険特別会計経理状況

本市の介護保険制度の運営は、第1号被保険者・第2号被保険者の納めていただく保険料で50%、市負担が12.5%、県負担12.5%、国負担が25%（5%程度は調整交付金として市区町村の格差を是正）の割合でまかなわれています。

令和6年度介護保険特別会計経理状況

（単位：円）

歳 入			歳 出		
科 目		決算額	科 目		決算額
保険料	介護保険料	1,582,960,040	総務費		209,766,466
分担金及び負担金	負担金	416,875	保険給付費	介護サービス等諸費	5,739,134,227
使用料及び手数料	手数料	629,600		介護予防サービス等諸費	135,403,337
国庫支出金	介護給付費負担金	1,155,261,038		その他諸費（審査支払手数料）	7,790,214
	調整交付金	217,265,000		高額介護サービス等費	172,299,058
	事務費補助金	5,189,780		高額医療合算介護サービス等費	18,015,583
	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	53,320,329		特定入所者介護サービス等費	131,462,785
	地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	56,317,981	地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業費	228,366,629
	保険者機能強化推進交付金	5,260,000		包括的支援事業・任意事業費	137,304,961
	介護保険保険者努力支援交付金	9,813,000	保健福祉事業費	その他諸費（審査支払手数料）	720,689
	介護保険災害等臨時特例補助金	0			8,163,417
	介護給付費交付金	1,660,868,347	財政安定化基金拠出金		0
支払基金交付金	地域支援事業交付金	66,703,000	基金積立金	介護給付費準備基金積立金	123,011,000
都道府県支出金	介護給付費負担金	889,354,646	公債費	財政安定化基金償還金	0
	財政安定化基金支出金	0	諸支出金	その他	0
	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	30,881,125		その他（保険料還付金・償還金）	158,488,102
	地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	30,593,254	予備費	一般会計繰出金	40,689,085
財産収入		76,442			0
繰入金	介護給付費繰入金 12.5%	779,879,000			
	総務費に係る一般会計繰入金	211,077,000			
	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	30,341,000			
	地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	30,784,000			
	低所得者保険料軽減繰入金	94,122,210			
	介護給付費準備基金繰入金	0			
繰越金		287,284,780			
諸収入		815,925			
市債		0			
合 計		7,199,214,372	合 計		7,110,615,553

歳入歳出差引残額 88,598,819 円

年度別介護保険経理状況

（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
介護保険特別会計歳入	6,441,372,674	6,663,787,703	6,877,556,709	7,135,809,680	7,199,214,372
介護保険特別会計歳出	6,377,936,105	6,443,865,767	6,541,609,506	6,848,524,900	7,110,615,553
歳入歳出差引額	63,436,569	219,921,936	335,947,203	287,284,780	88,598,819
財政安定化基金借入金	0	0	0	0	0

6. 地域支援事業

平成26年の介護保険法改正により、地域支援事業の内容が見直されました。これまでの介護予防事業が「新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」に再編され、包括的支援事業に在宅医療・介護連携推進事業や認知症施策推進事業等の新たな事業が社会保障充実分として追加されました。

「地域支援事業」は「（１）介護予防・日常生活支援総合事業」、「（２）包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）」、「（３）包括的支援事業（社会保障充実分）」、「（４）その他の任意事業」で構成されています。

（１）介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険法第115条の45第1項） --- 3款1項1目 財源（国負担：25.0%、県負担12.5%、市負担12.5%、その他50.0%）

① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援１・２の介護認定を受けた方もしくは基本チェックリストにより生活機能の低下がみられる方を対象に実施します。

ア. 事業対象者数

基本チェックリストにより生活機能の低下がみられ、事業対象者として決定した方

（単位：人）

事業対象者数	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
かいほう	38	49	49	49	59
ぎのわん	53	63	67	69	46
ふてんま	52	53	58	39	56
ふれあい	35	53	49	42	69
合計	178	218	223	199	230

イ. 通所型サービス実施状況

要支援１・２の介護認定を受けた方または事業対象者の方に対し、「通所型現行相当サービス」「通所型サービスC（短期集中予防サービス）」を実施し、介護予防と日常生活の自立の支援を行います。

a. 通所型現行相当サービス

平成27年度までは介護予防通所介護として介護給付事業で実施。平成28年３月より総合事業へ移行。

（単位：件・千円）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
件 数	4,241	4,071	4,127	4,158	4,532
支給額	88,091	87,222	88,357	88,455	94,427

b. 基準緩和型通所サービス（通所型サービスA）（単位：人・千円）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
参加者人数	15	9	10	4	5
参加延人数	90	200	155	72	88
決算額	1,130	710	551	263	381

c. 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

ADLやIADLの改善に向けた支援が必要な方を対象に、運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを3～6ヶ月の短期間で集中的に実施します。

c-1. 疼痛改善教室：委託

（単位：回・人・千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	24	28	22	36	32
参加者人数	15	20	9	16	13
参加延人数	136	154	84	211	158
決 算 額	1,294	1,347	1,026	1,901	1,689

c-2. 筋力向上トレーニング教室：委託

（単位：回・人・千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	97	95	174	208	208
参加者人数	48	43	60	70	62
参加延人数	745	683	1,062	1,373	1,163
決 算 額	5,757	6,043	9,311	11,264	11,022

c-3. 認知機能低下予防教室：委託

（単位：回・人・千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	30	31	35	58	31
参加者人数	7	4	7	17	12
参加延人数	141	104	223	270	191
決 算 額	1,584	1,600	1,806	2,677	1,295

※令和5年度は、脳活クラブを追加した2教室での実施。

c-4. 口腔機能向上プログラム：介護長寿課（単位：回・人）

	平成30年度	令和元年度
実施回数	12	12
参加者人数	9	6
参加延人数	38	29

●令和元年度で事業終了

c-5. かんたん！まーさん料理教室：介護長寿課（単位：回・人）

	平成30年度	令和元年度
実施回数	12	12
参加者人数	8	6
参加延人数	35	25

●令和元年度で事業終了

複合型教室へ移行

c-6. 複合型（運動・栄養・口腔）教室：介護長寿課（単位：回・人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	36	22	46	45	46
参加者人数	12	4	11	7	7
参加延人数	159	68	194	133	124

ウ. 訪問型サービス実施状況

要支援１・２の介護認定を受けた方または事業対象者の方に対し、「訪問型現行相当サービス」や「口腔機能向上プログラム」や「栄養改善プログラム」を実施し、介護予防と日常生活の自立支援を行います。

a. 訪問型現行相当サービス

平成27年度までは介護予防通所介護として介護給付事業で実施。平成28年度より総合事業として実施。

(単位：件・千円)

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
件 数	2,244	2,383	2,236	2,460	2,539
支給額	38,782	41,219	40,710	43,351	47,592

エ. その他の生活支援サービス実施状況

a. 配食サービス

調理が困難な、要支援認定を受けた方または事業対象者で、かつ独居又は高齢者世帯に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否を確認することにより、高齢者が安心して健康で自立した生活を継続できるよう支援する事業です。

(単位：人・千円)

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用者人数（月平均）	71	77	86	85	78
実 施 数	12,546	13,728	14,974	15,210	14,837
決 算 額	8,423	9,210	4,641	4,865	5,276

● 一食あたり料金

令和６年１月以降：普通食700円（自己負担金350円）／特別食800円（自己負担金400円）

令和７年度以降：普通食800円（自己負担金400円）／特別食900円（自己負担金450円）

● 令和４年度より、委託料を市負担分のみ清算する方法へ変更。

② 一般介護予防事業

65歳以上のすべての高齢者を対象に、下記の介護予防事業を実施します。

ア. 筋力向上トレーニング事業（いきいき筋力アップ教室）：委託（単位：回・人・千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	75	43	72	82	84
参加者人数	81	37	73	87	106
参加延人数	674	293	766	890	1,061
決 算 額	3,094	1,803	2,759	4,040	4,569

イ. 運動器の機能向上事業（がんじゅう広場）：委託（単位：回・人・千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	87	60	88	82	92
参加者人数	90	64	64	56	55
参加延人数	700	544	696	757	922
決 算 額	3,231	2,376	3,485	3,355	3,484

ウ. はごろも長寿大学：委託（単位：回・人・千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	－	9	12	12	12
参加者人数	－	24	21	17	23
参加延人数	－	181	192	177	242
決 算 額	0	466	621	621	620

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を途中中断。

エ. 栄養・お口の健康教室：介護長寿課（単位：箇所・回・人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	5	6	13	5	6
実施回数	5	6	20	6	7
参加者人数	71	79	204	89	127
参加延人数	71	79	336	100	150

※令和2年度より出張健康講話へ（ミニデイ・通いの場など）

オ. はつらつ元気サポーター養成講座：委託（単位：回・人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	10	8	1	－	－
参加者人数	15	21	7	－	－
参加延人数	117	72	7	－	－

※令和3年度以降事業休止。

(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

（介護保険法第115条の45第2項/第115条の46第1項） ―― 3款2項4目

財源（国負担：38.5%、県負担19.25%、市負担19.25%、その他23.0%）

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるようにするためには、高齢者の状態の変化やニーズに応じて、介護サービスをはじめさまざまなサービス等が切れ目なく提供される必要があります。

こうした高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として「地域包括支援センター」が日常生活圏域ごとに4ヶ所設置されています。

地域包括支援センターが管轄する日常生活圏域の区分と基本情報

（令和6年3月末時点）

地域包括支援センター	管轄地区	人口	高齢者数	高齢化率	高齢独居世帯	高齢者世帯
ふてんま	野嵩1区・2区・3区、普天間1区・2区・3区、新城、喜友名、キャンプフォスター	18,226	4,341	23.8%	1,713	682
かいほう	伊佐、大山、真志喜、宇地泊、大謝名、大謝名団地、嘉数ハイツ	29,653	6,017	20.3%	2,072	1,107
ふれあい	真栄原（佐真下）、嘉数、我如古、上大謝名	24,002	4,906	20.4%	1,745	876
ぎのわん	中原（赤道・上原）、愛知、宜野湾、長田	28,151	6,010	21.3%	2,000	1,148
	宜野湾市全体	100,032	21,274	21.3%	7,530	3,813

※高齢世帯は共に65歳以上の世帯

地域包括支援センターは、地域支援事業のうち主に包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）を行っています。さらに包括的支援事業（社会保障充実分）が、平成28年度より新たに加わりました。また、指定介護予防支援業務（介護予防サービス計画）も実施しています。

① 介護予防ケアマネジメント業務

要支援者及び基本チェックリスト該当者（事業対象者）に対し、介護予防・生活支援を目的に、対象者の心身の状況等に応じて、対象者の選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行います。

② 総合相談支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。

相談件数等（延べ）

（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
介護保険その他保健福祉サービスに関すること	9,062	8,848	8,619	6,129	6,907
権利擁護（成年後見制度等）に関すること	461	388	420	412	240

③ 権利擁護事業

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない等困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳ある生活を営むことができるよう専門的・継続的視点からの支援を行います。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築、支援困難事例等への指導・助言を行うものです。

(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）（介護保険法第115条の45第2項） --- 3款2項6・7・8・9目
財源（国負担：38.5%、県負担19.25%、市負担19.25%、その他23.0%）

平成27年度の制度改正では包括的支援事業へ新たに、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」、「生活支援サービスの体制整備」、「在宅医療・介護連携の推進」に係る事業が位置づけられました。これらの事業を充実させ、それぞれの地域にあった地域包括ケアシステムを構築していくことが求められています。

①認知症施策推進事業

ア. 認知症初期集中支援推進事業

認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師の指導の下、市や地域包括支援センターの複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問、観察・評価、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数(回)	9	10	11	4	0

イ. 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るものです。

表1. 要介護（要支援）認定を受けている65歳以上高齢者の「認知症高齢者の日常生活自立度」調査結果（沖縄県実施）

（令和7年3月31日現在）

		要介護（要支援）認定者数	自立	ランクⅠ	ランクⅡa	ランクⅡb	ランクⅢa	ランクⅢb	ランクⅣ	ランクⅤ	前年度との増減（R6-R5）Ⅱa以上
宜野湾市	人数（人）	3,603	253	822	712	852	661	167	131	5	…
	割合（%）	100.0%	7.0%	22.8%	19.8%	23.6%	18.3%	4.6%	3.6%	0.1%	…
	人数（再掲）	3,603	1,075	ランクⅡa以上 2,528							102
	割合（再掲）	100.0%	29.8%	70.2%							-1.6ポイント
沖縄県	人数（人）	64,327	7,975	12,248	10,658	16,479	12,139	1,702	2,983	143	…
	割合（%）	100.0%	12.4%	19.0%	16.6%	25.6%	18.9%	2.6%	4.6%	0.2%	…
	人数（再掲）	64,327	20,223	ランクⅡa以上 44,104							1,056
	割合（再掲）	100.0%	31.4%	68.6%							+0.2ポイント

（参考）認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

（平成15年3月24日 老老発第0324001号から抜粋）

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
Ⅰ	何らかの認知症を有するが日常生活は家庭内及び社会にほぼ自立している。	
Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
Ⅱa	家庭外で上記Ⅱの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等
Ⅱb	家庭内でも上記Ⅱの状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応等一人で留守番ができない等
Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
Ⅲa	日中を中心として上記Ⅲの状態がみられる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢaに同じ
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難だが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
Ⅴ	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する周辺症状が継続する状態等

②地域ケア会議推進事業（自立支援型地域ケア会議）

法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントとなっているか、他職種協働による個別事例の検討等を行い、介護支援専門員または地域包括支援センターの資質向上に努めています。

（単位：回・ケース）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	4	13	12	11	5
検討ケース数	16	40	36	27	24

③生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置等により、担い手やサービスの開発を行い、高齢者の社会参加及び生活支援・介護予防の充実の推進を図ります。

第1層の市町村区域の協議体を市、第2層の中学校区域の協議体を宜野湾市社会福祉協議会が主体となって平成28年度より実施しているところです。

④在宅医療・介護連携の推進

高齢化が進む中、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが送れるよう在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係間の連携を推進することを目的に下記の8つの事業を平成29年度より取り組んでいます。

- ア. 地域の医療・介護の資源の把握 イ. 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ウ. 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- エ. 医療・介護関係者の情報共有の支援 オ. 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- カ. 医療・介護関係者の研修 キ. 地域住民への普及啓発
- ク. 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

（4）その他の任意事業（介護保険法第115条の44第2項） --- 3款2項5目

財源（国負担：38.5%、県負担19.25%、市負担19.25%、その他23.0%）

① 家族介護用品支給事業

要介護4又は5の高齢者を在宅で介護している非課税世帯の家族の方へ、紙おむつ等が購入できる介護用品支給証を交付し、家族の負担軽減を図ることを目的としています。

家族介護用品支給事業実績

（単位：人・枚・千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給人数	32	30	28	30	33
支給枚数	279	235	283	269	325
決 算 額	1,557	1,431	1,405	1,184	1,622

② 家族介護慰労金支給事業

要介護4又は5に相当する重度の要介護者でかつ低所得者の高齢者を、介護保険サービスを利用しないで介護を行っている家族へ年額10万円の慰労金を支給する事業です。介護者の精神的及び経済的負担の軽減を図るとともに、高齢者の在宅生活の継続及び向上を図ることを目的としています。

家族介護慰労金支給事業実績

（単位：人・千円）

	平成30年度	令和元年度
支給人数	0	0
決 算 額	0	0

● 令和元年度事業終了

③ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が欠ける者や判断能力が不十分な者（認知症高齢者等）が、在宅や施設入所等の契約による福祉サービスの利用が必要であるが、配偶者や四親等内の親族がいない、若しくは申し立てを拒否している場合、市長が本人の保護を図るために家庭裁判所に対し申し立てを行い福祉のサービス等が受けられるようにすることを目的としています。その際の申し立て費用や後見人への報酬の助成を行う事業です。

成年後見制度利用支援事業実績

(単位：人・千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市長申し立て件数	14	7	2	3	6
後見開始件数	10	7	1	1	4
報酬助成利用件数	14	22	22	24	23
決 算 額	2,648	3,666	3,720	4,365	3,883

※ 平成30年度から支払年度を変更し、次年度支払いとした。

④ 「食」の自立支援事業

要介護認定を受けている、おおむね65歳以上の独居又は高齢者世帯で、かつ市内に支援者のいない非課税世帯を対象とし、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否を確認することにより、高齢者が安心して健康で自立した生活を営むことができるよう支援する事業です。

【食の自立支援】配食サービス事業実績

(単位：人・回数・千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数（月平均）	26	25	23	30	39
実 施 数	3,733	3,960	3,778	4,487	6,211
決 算 額	2,460	2,601	1,154	1,445	2,228

● 一食あたり料金

令和6年1月より、普通食700円(自己負担金350円)／特別食800円(自己負担400円)

令和7年度より、普通食800円(自己負担400円)／特別食900円(自己負担金450円)

●令和4年度より、委託料を市負担分のみ清算する方法へ変更。

⑤ 認知症サポーター等養成講座

認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成し、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。

(単位：人・回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
キャラバンメイト登録人数（累計）（宜野湾市）	134	134	149	151	155
認知症サポーター講座開催数	9	19	26	16	12
サポーター養成数	113	187	582	263	249
ステップアップ講座開催数	—	—	1	1	1
ステップアップ講座受講者数	—	—	14	26	12

⑥ 認知症高齢者等見守りおかえり支援ネットワーク事業

宜野湾市社会福祉協議会、宜野湾警察署、宜野湾市が相互に連携して、「認知症高齢者等見守りおかえり支援ネットワーク」を構築することにより、高齢者や障がい者等の日頃の見守りや認知症高齢者等が道迷いで行方不明になった際にいち早く発見・保護するネットワークの充実・強化を図り地域の見守り体制や安全を確保し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域を目指します。

また、見守りおかえりサポーターとは、日頃地域で活動している団体・企業などで本活動の趣旨に賛同し、通常業務や活動の中で見守りや認知症高齢者等の捜索に協力を行う団体・企業のことです。

見守りおかえりサポーター：64か所（令和7年6月末）

7. 保健福祉事業

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制が「地域包括ケアシステム」です。

市町村は「地域包括ケアシステム」の構築に向けて地域支援事業に加えて、介護者支援、介護予防等、市町村が被保険者及び介護者に対し必要と判断した場合、保健福祉事業を行うことが出来ます。

(1) 高齢者住宅改修費助成事業（介護保険法115条の49）――4款1項1目 財源（第1号被保険者保険料）

高齢者の安心・安全な生活を支援するため、住宅改修に必要な経費を一部助成することにより高齢者の介護予防及び自立支援の促進を図ることを目的とする事業で、令和3年10月から開始しています。

※事業対象者かつ市が定める要件に合致した者に、上限5万円の助成を行っています。

(単位：人・千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	12	22	21	24
支 給 額	578	1,075	1,009	1,165

8. 介護保険の現状と今後の展望

平成12年度より開始された介護保険制度は、介護を社会全体で支える制度として定着しているところです。その一方で年々増加する高齢者人口に伴い要介護認定者数の増加、介護給付費の増加へとつながっています。令和6年度末の要介護（要支援）認定者数は3,587人で、令和5年度より172人の増となっています。また、令和6年度の介護給付費は、約62億400万円と、令和5年度に比べて約2億7千980万円の増額となっています。

本市において、令和2年度末と令和6年度末の総人口推移と高齢者人口の伸びを比較すると、令和2年度は、人口100,042人に対し、65歳以上の人口19,820人で高齢化率19.81%でありましたが、令和6年度は、人口100,032人、65歳以上の人口21,274人で高齢化率21.27%と増加の一途をたどっています。市総人口の増加率は横ばいですが、高齢者人口は約7.3%増と人口の伸びに比較し高齢者の人口が伸びているという状況がうかがえます。

令和6年3月に策定しました「第9期 宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、高齢者の状態を客観的な視点でより的確に把握するため、第8期計画に引き続き、国から示された調査票に準じ、日常生活圏域高齢者ニーズ調査を実施しました。高齢者が住みなれた地域で自立した生活を営むための「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組み、介護予防や認知症施策の推進などについて策定しております。また、地域密着型サービス事業所の施設整備といった介護給付の増大が見込まれるサービスを勘案しながら、第9期（令和6年度～令和8年度）の保険料基準額におきましては、所得段階の設定をこれまでの14段階から15段階に引き上げ、さらなる細分化により低所得層への負担軽減を図りつつ、介護給付費準備基金を取崩して繰入することで、介護給付にかかる必要額を確保し、第8期保険料月額基準額の据え置きとなる月額6,500円（年額78,000円）としております。

今後、高齢者人口増による、介護サービス給付費の上昇を緩和するため、平成18年度より発足した地域包括支援センターを拠点に予防事業の充実・強化を図り、要介護（要支援）状態への移行を防ぎます。平成23年度に、日常生活圏域に一か所の地域包括支援センターを整備し、さらに施設志向から住み慣れた地域で充実した介護サービスが受けられる在宅ケア主体に移行できるよう、第9期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に沿った地域密着型サービスの充実を図ります。

平成28年3月に、「介護予防事業」から「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」という。）へ移行しました。総合事業は、介護予防訪問介護等を移行し、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」からなります。

「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援認定を受け介護予防訪問介護と介護予防通所介護を利用する要支援者と、基本チェックリストで介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」という。）となった者を対象とします。

本市の高齢化率は県内・全国と比較すると低いものの、今後上昇することが見込まれることや、高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加も予測されることから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向け今後も取り組んでいきます。